

生活保護法指定介護機関 各位

姫路市生活援護室

【重要必読】介護報酬の請求事務について

1 介護券が発行されていない場合は、介護報酬の請求はできません。

- (1) サービス、提供月ごとに介護券を必ず確認してください。介護券が未発行の状態ですと請求をされた場合、過誤をお願いすることがあります。更新、区分変更等で要介護度等の変更があった場合も同様です。
- (2) 介護券が届いていない場合は、生活援護室にお問い合わせください。介護券発行に伴い、サービス利用票等の取り寄せが必要な場合がありますので早めのご連絡をお願いします。

2 電話やFAXで受給者番号をお伝えすることはできません。受給者番号は変更になる場合がありますので、サービス、提供月ごとに介護券をご確認ください。受給者番号に誤りがある請求は、過誤をお願いすることがあります。

3 介護券の「本人支払額」欄をご確認ください。

- (1) 通常、保護受給者は介護サービス費等の自己負担はありませんが、「本人支払額」が発生している保護受給者は介護サービス費等の全部または一部を本人が支払うことになっています。
- (2) 金額は介護券の本人支払額欄に記載しています。毎月、介護券で確認してください。本人支払額が0円の場合は、「***円」と記載されています。
- (3) 本人支払額は月途中に変更が生じることがあります。
- (4) 月の介護サービス費等の請求額が本人支払額を下回って本人支払額を全額領収できない場合や、その月にサービス利用がない場合、そのほか介護券に記載の本人支払額に不明な点があれば、請求前に生活援護室の担当ケースワーカーまでご連絡ください。

4 その他介護報酬の請求について誤りがある場合は、過誤のお願いをすることがあります。

【裏面に「令和8年度 介護券発行スケジュール」を記載していますので、ご確認ください。】

令和8年度(2026年度) 介護券発行スケジュール

随時発行日				
当月以前サービス提供分の介護券の発行処理をします。当日中に発送処理も行います。				
4月	3日	8日	16日	
5月	1日	13日	22日	
6月	3日	8日	16日	
7月	3日	8日	17日	23日
8月	4日	7日	14日	20日
9月	4日	8日	18日	
10月	2日	8日	16日	22日
11月	6日	11日	17日	
12月	3日	8日	18日	

一括発行日	
翌月以前サービス提供分の介護券の発行処理をします。翌々開庁日に発送処理を行います。	
4月	23日
5月	28日
6月	26日
7月	29日
8月	28日
9月	28日
10月	28日
11月	27日
12月	23日

- ・ ご依頼されたすべての介護券を次回発行日までに発行することを確約するものではありません。介護券の発行依頼は目安として、次回発行日の2日前までに行ってください。
- ・ 令和9年1月以降のスケジュールは、秋頃に改めて本市ウェブサイトでお知らせします。

連絡先

姫路市 生活援護室 医療担当
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
TEL:079-221-2100(直通)
FAX:079-221-2429